

奈良県在宅歯科医療連携室運営事業 委託業務仕様書

1 事業名

令和6年度奈良県在宅歯科医療連携室運営事業委託業務

2 適用範囲

本仕様書は、県が実施する当該事業に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

3 業務目的

当該事業は、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口として、在宅歯科医療連携室を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を目的とする。

4 業務内容

3の業務目的を達成するため次の事業を実施するものとする。

(1) 在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科医療連携室を設置する。設置時間は、平日午前9時から午後4時とする。

なお、在宅歯科医療連携室を設置・運営する際には、在宅歯科医療と他分野との連携体制が構築できる適当な場所を活用すること。

(2) 在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を、地域の実情に応じて計画的かつ効果的に行うこと。

①在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務

②医科・介護等との連携・調整に関する業務

③在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療所等の紹介に関する業務

(在宅歯科医療を充実させるための取組を含む。)

④在宅歯科医療機器の貸出に関する業務

⑤在宅歯科医療連携室の広報(介護サービス事業所等への出張説明会を含む。)に関する業務

⑥各施設を対象とした口腔機能シミュレーターを用いた個別出張研修に関する業務

(口腔機能シミュレーターの管理及び研修外での活用も含む。また、オンラインでの研修等を活用し、状況に応じた効率的な研修を実施すること。)

なお、個別出張研修は4回以上実施すること。

(個別出張研修について)

研修実施後は、研修参加者を対象にアンケート調査の実施及び調査結果の分析をすること。

①アンケート調査

アンケートの質問内容は研修の満足度、研修の理解度、業務への活用度、参加者が

勤務する施設での在宅歯科医療に関する現状、在宅歯科医療の推進に向けて希望する支援や取組等の項目とし、研修内容・運営方法等の評価を行うこと。

②調査結果の分析

上記アンケート結果を踏まえ、在宅歯科医療を推進する観点から、現状の在宅歯科医療の課題、今後取り組むべき方策、口腔機能シミュレーターの令和6年度以降の有効活用方法等を検討し、事業実績報告時に県に提案すること。

③その他

アンケート調査及び分析にかかる費用は委託費に含まれるものとする。

5 業務の実施場所

県内

6 実施体制

本事業を行うため、保健所や在宅医療に係わる施設、事業所等と連携し、在宅歯科医療の推進のために業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

7 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

8 委託費

- (1) 当該事業に要した経費の実支出額と契約額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。
- (2) 当該事業は、国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合がある。なお、その際には委託費に応じて4の業務内容について、改めて協議することとする。
- (3) 当該事業の必要な経費として充てることができる対象経費は、在宅歯科医療連携室の専任となる者の給料、講師謝金、旅費、需用費（消耗品費（複数年にわたり継続して使用する物を除く。）、印刷製本費、会議費、食料費、修繕費等）、役務費（通信運搬費）及び使用料及び賃借料とする。

なお、対象経費となる給料は、在宅歯科医療連携室の専任となる者の給料が該当する。在宅歯科医療連携室に係る業務以外の業務も行う職員の給料は委託費には含まれないものとする。

9 実績報告

受託者は、委託事業終了後、速やかに事業実績報告書を県に提出しなければならない。

10 その他留意事項

- (1) 受託事業者の必要に応じ、事業の実施に必要となる別表の機材等（以下「備品」という。）の貸与を行う。

貸与期間、貸与機材等については、事業者選定後、別途調整を行うものとする。

ただし、口腔ケア実習モデル「マナボット」F 全身タイプ6体については、必ず研

- 修で使用するものとして、県より貸与を行う。
- (2) 業務の遂行について、県の求めにより、随時報告をすることとする。
 - (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。事務を処理するための個人情報の取扱については、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - (4) 業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、県から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託費の範囲内において仕様書の変更に応じることとする。
 - (5) その他、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託者が協議の上決定することとする。この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
 - (6) 受託者が当該事業により貸出を受けた備品の取り扱いについては以下のとおりとする。
 - ①備品を常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - ②備品の貸出簿を備えるなど、使用状況等を常に把握しておかなければならない。
 - ③備品を当該事業の目的以外に使用してはならない。
 - ③備品の管理、点検にかかる費用及び受託者に帰責する故障、損傷等にかかる修繕料等については、受託者が一切を負担するものとする。
 - ④備品の経年劣化に伴う故障、損傷等にかかる修繕料等については、両者協議の上決定するものとする。
 - ⑤県に無断で備品の転用、譲渡、交換、廃棄等の処分をしてはならない。
 - ⑥委託事業終了後、県から請求があった場合は、備品を県に引き渡さなければならない。
 - (7) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
 - (8) 別紙2「公契約に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を理解した上で受注すること。
 - (9) 上記（1）～（8）の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。

別表

品名	メーカー名	数量	単位
口腔ケア実習モデル「マナボット」F 全身タイプ	(株)ニッシン	6	体
歯科往診用注水・排水システム ビバサポート2 標準セット	(株)ナカニシ	3	式
往診用携帯型マイクロモーターユニット ビバメイト G5 標準セット	(株)ナカニシ	3	式
DR-KIM ヘッドランプ本体	(株)岡部	3	個
体位補助装置 サポタくん BS	(株)ヨシダ	3	式

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外使用・提供の禁止)

第 4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の禁止)

第 5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第 6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。